

第35回入善町農業委員会議事録

令和2年6月8日午後1時30分から第35回入善町農業委員会が入善まちなか交流施設うるおい館2階イベントホールで開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名 欠員 1名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 米澤 一博	3番 中島 茂樹	4番 高澤 清晶
5番 島瀬 康一	6番 塚田 周一	7番 城崎 久満	8番 松原 二美榮
9番 米山 義隆	10番 鍋嶋 太郎	11番 上島 幸夫	12番 谷口 和子
13番 米田 喜代美	15番 愛場 義豊	16番 田中 吉春	17番 酒井 良博
18番 長原 均			

欠席委員 なし

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	島 尻 淳子
入善町農業委員会	主 事	道 下 玲也
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第127号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第128号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第129号 事業計画変更の申請による意見進達について
日程第6	議案第130号 農用地利用集積計画の決定について
日程第7	議案第131号 農用地利用配分計画案に意見を付す件について
日程第8	議案第132号 入善町農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について

議長(鍋嶋 太郎)

ご苦労様です。農業委員会は休みなく開催してきましたが、これからも密にならないように、このように開催していくことになると思っています。私たち農業委員の任期も、今回と次回で終わるということもあり、本日は全員にお集まりいただきました。

6月議会で農業用トラクターに関する法改正がありました。公道を走行する際には許可が必要であるということですが、手続きが煩雑になると思われます。農業委員から周知していかなければならない部分もあると思うので、注視していただきたいと思います。

それでは、本日もよろしく願いいたします。

議長(鍋嶋 太郎)

それでは第35回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第8の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3番中島委員と4番高澤委員に決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第3、議案第127号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第127号、農地法第3条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、1件の申請があります。

申請番号1番、農地の所在地は、入善町東狐〇〇外19筆の計20筆で、台帳地目、現況地目は田及び畑、合計面積は34,473㎡です。

譲渡人は、申請農地を所有していた故〇〇さんの相続人、神奈川県鎌倉市雪ノ下〇〇の〇〇さん外2人、譲受人は、入善町下飯野新〇〇の〇〇さんです。

申請農地を所有していた〇〇さんの死去にともない、所有権移転するため、〇〇さんの相続人3人の連名により、今回の申請となりました。

3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、譲受人が現在経営する農地はすべて耕作されており、農業を営むための農機具が揃っていること、該当農地は自動車で5分以内であり、通作に支障は無いと見込まれること、耕作者本人が60年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号について、原則として農地所有適格法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は個人であるため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第3号について、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号については、農作業に常時従事している者が、年200日にわたり農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号については、当該申請による農地取得後の経営面積が50aに達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は、47,000㎡となるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号について、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号については、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、塚田委員にいただいております。

以上、1件です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

故〇〇さんは譲受人の兄であり、譲受人がずっと田を耕作していましたが、今回故〇〇さん分の相続が済んでいなかったことが判明したため今回の申請となり、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第127号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第128号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第128号、農地法第5条の規定による意見進達について。次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。この申請に関しましては、事業計画変更も提出されていますので、あわせて説明いたします。

申請番号1番。申請地は入善町高島〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は495㎡です。譲渡人は、魚津市相木〇〇の〇〇さん外1名、譲受人は、入善町高島〇〇の〇〇さんです。転用目的は「一般住宅敷地」で、契約内容は「所有権移転」です。

譲受人の〇〇さんは、現在両親、祖母、妻、子の6人で生活しているが、家屋が住宅兼会社となっていることもあり、手狭になってきたことから、実家の近くで自己の住宅を建築する計画をたて、今回の転用申請となりました。

申請地は、平成3年11月1日に転用許可を得ていますが、当初の転用申請者であった〇〇さん、〇〇さんご夫婦が、申請地に自己の住宅を建築する計画を立てましたが、諸般の事情により、平成11年に魚津市に住宅を建設し不要となり、現在に至っております。

しかし、今回の申請者である〇〇さんより、住宅建築用地として買入の申込があり、農地法第5条の転用許可申請と同時に事業計画変更の申請を行うものであります。

申請面積は495㎡と、住宅、駐車スペース、庭、家庭用菜園等として利用するために必要な面積と認められます。また、雨水排水につきましては、隣接する排水路へ流す計画となっており、下水道につきましては、町道高島報徳線に埋設してあります本管に接続する予定です。

申請地につきましては、第1種農地ではありますが、転用目的が「一般住宅敷地」であり、運用通知第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)による、「申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができる」と認められない(集落接続)の項目に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

また、申請地は、平成3年9月2日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきであると考えます。

続きまして議案第129号、事業計画変更の申請による意見進達について。次のとおり、事業計画変更の申請があったので審議を求めます。

先ほど提案いたしました農地法第5条の規定に基づく転用許可申請と併せて、本案件が付議されています。

変更前は、譲渡人が入善町高島〇〇の〇〇さん、譲受人は、入善町芦崎〇〇の〇〇さん外1名、申請地は、入善町高島〇〇の計1筆、台帳地目、現況地目はともに田で、面積は495㎡、転用目的は「一般住宅敷地」です。

変更後は、譲渡人が魚津市相木〇〇の〇〇さん外1名、譲受人は入善町高島〇〇の〇〇さん、申請地は入善町高島〇〇の計1筆、台帳地目は田、現況地目は宅地で、面積は495㎡、転用目的は「一般住宅敷地」です。

今回の申請につきましては、先ほども述べましたが、平成3年11月1日に転用許可を受けておりますが、当初の譲受人である〇〇さんご夫婦が、申請地に自己の住宅を建築する予定でありましたが、現在の住所地である魚津市に住宅を建設することになったため、この申請地が不要となっていました。

そこへ、今回の申請者である〇〇さんより、住宅建築用地として買入の申込があったため、農地法第5条の転用許可申請と同時に事業計画変更の申請を行うものであります。

以上、よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

塚田委員

現地を確認したところ問題無いと思いましたので、確認印を押しました。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第128号、農地法第5条の規定による意見進達について、及び議案第129号、事業計画変更の申請による意見進達を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第6、議案第130号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第130号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。令和2年6月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は、3件の申請となり、農地中間管理事業に関する申請もありますので、議案第131号「農用地利用配分計画案に意見を付す件について」を合わせて説明させていただきます。入善町から提出になった農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。令和2年6月8日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋会長。

農地中間管理事業において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、権利の設定をするときは、農用地利用配分計画を定め、県知事の認可を受けなければなりません。その農用地利用配分計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとする事となっております。地区ごとに報告いたします。

まず、新規設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区 1件、1筆、1,488㎡

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

櫛山地区はありません。

横山地区はありません。

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、新規の合計は、1件、1筆、1,488㎡です。

続いて再設定です。

入善地区はありません。

上原地区はありません。

青木地区はありません。

飯野地区はありません。

小摺戸地区はありません。

新屋地区はありません。

櫛山地区はありません。

横山地区 2件、6筆、8,996㎡

舟見地区はありません。

野中地区はありません。

以上、再設定の合計は、2件、6筆、8,996㎡です。

新規、再設定合わせて、3件、7筆、10,484㎡です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、農用地利用配分計画について、県知事が認可する要件の確認ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18号第4項第1号については、これらの農用地利用配分計画の内容は、富山県が定める農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規程に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第2号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、農用地等について借受けを希望する者として公表されている者であるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第3号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において、耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行い、かつ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第4号については、賃借権の設定等を受ける者は全て、賃借権の設定等を受けた後において行う耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項第5号については、全ての案件において、賃借権の設定等を受ける土地ごとに、賃借権の設定等を受ける者の同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件のすべてを満たし、県知事の認可を受ける見込みがあると考えます。

以上、よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 130 号、農用地利用集積計画の決定について、及び議案第 131 号、農用地利用配分計画案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長(鍋嶋 太郎)

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長(鍋嶋 太郎)

次に、日程第 8、議案第 132 号、入善町農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第 132 号、入善町農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定に関する件について。農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」(平成 28 年 3 月 4 日 27 経営第 2933 号)に基づき、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求める。令和 2 年 6 月 8 日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。

農業委員会の活動につきましては公平性や透明性が求められており、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、毎年度 6 月 30 日までに公表することになっています。

それでは、内容の変更点について簡単ではありますが、まず令和元年度の活動の点検・評価(案)から説明させていただきます。12 ページをご覧ください。

まず、「Ⅰ 農業委員会の状況」についてですが、農業の概要については、主に農林業センサス等に基づいて記載しております。下段の農業委員会の現在の体制については、昨年度と比較して変化なしということで、昨年度同様の委員数を記載しております。

次に 13 ページ、「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。集積実績は 2,426.5ha で、目標に対する達成状況は、99.7% でした。活動の実績としては、概ね計画通りに実施することができました。その評価として、目標値は妥当であることから、今後とも高いレベルでの目標設定を継続すべきとしました。また、活動に対する評価としては、関係機関と連携して、更なる利用集積を図るとしました。

次に 14 ページ、「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。令和元年度は、新規参入者はなく、その実績及び評価としては、就農意欲ある者に対して、研修等の情報提供ができたことから、今後とも支援活動を進めていくことを必要としております。

次に 15 ページ、「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」についてです。解消目標については、計画時と変わらず、ダイナム横の 3 筆、0.3ha で、達成状況は 0ha です。活動の実績については、概ね計画どおりでした。その評価としては、目標を達成できませんでしたが、今後とも粘り強く監視・指導を継続するとともに、新たな遊休農地の発生を防止するとしました。

次に 16 ページ、「Ⅴ 違反転用への適正な対応」についてです。実績については、年度末時点の違反転用面積は 0ha で、計画に対する実績としては、概ね計画通りに活動することができ、その評価としては、今後も違反転用発生予防の継続を図るとしました。

次に 17 ページ、「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」についてです。農地法第 3 条に基づく許可事務については、3 月までの数字で、1 年間の処理件数は 20 件であり、農地転用に関する処理件数は、19 件でした。

18 ページの農地所有適格法人からの報告への対応では、ご覧のような報告数になりました。

続きまして、「4 情報の提供等」についてです。農業委員会では、賃借料の目安として農地標準賃借料を定めて公表しており、3 年に一度改正を行っていますが、それとは別に、農地法の改正により、実際の賃借料の平均、最高・最低額などを公表することになっています。その賃借料情報の調査・提供の調査対象貸借件数は 471 件、農地の権利移動等の状況把握の調査対象権利移動等件数は 1,198 件、農地基本台帳の整備については、整備対象面積は 3,918ha でありました。

「Ⅶ 地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容」についてですが、特にありませんでした。「Ⅷ

事務の実施状況の公表等」については、総会等の議事録及び活動計画の点検・評価の公表は、HPに公表しています。農地等利用最適化推進対策の改善についての意見の提出は、ありませんでした。

以上が、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）です。

次に、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について説明します。20ページをご覧ください。まず、「Ⅰ農業委員会の状況」についてです。この値は令和元年度の「農業委員会の状況」と同様の値を記載しております。

次に、21ページ、「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」についてです。まず、現状及び課題です。令和2年3月現在の現状としては、管内農地面積は3,699.6haで、集積面積は2,426.5ha、集積率は65.6%です。課題としては、今後、農業従事者の高齢化や後継者不足により離農が進むことが懸念されることから、農地の受入先となる担い手等の育成・確保、農地中間管理事業等の周知と相談体制の充実を図ることが必要です。

目標としては、新規集積面積が100haで、設定の考え方としては、近年の年間平均増加数から目標を設定しました。活動計画としては、引き続き入善町農業公社が、農地の貸し借りに関する総合的な窓口となって充実した相談体制を継続し、公共的媒体を活用した利用権設定の制度内容等の周知・啓発に努め、農地中間管理事業による機構集積協力金等の助成制度を有効に活用しながら、農地利用集積の積極的な推進を図りたいと考えております。具体的には、町のホームページやリーフレットなどを活用した啓発活動を随時行い、8月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行います。また、農業委員と担い手との懇親会において、農地の利用集積の働きかけを行います。

続きまして、「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてです。平成30年度に新規参加者が1件ありましたが、新規就農の初期投資に係る経費や農地の確保が難しいといった課題があるため、様々な融資や補助制度の周知、研修会等への参加を促し、就農者対策の強化が必要です。

令和2年度の目標及び活動計画については、参入目標数として2経営体、面積が4.0haとし、そのための活動計画として、県、公社及び農協との関係機関と連携を図り、就農希望者に制度周知及び普及を行います。

次に、22ページ、「Ⅳ遊休農地に関する措置」についてです。現状及び課題については、令和2年3月現在の現状は、管内の農地面積が3,699.9haで、遊休農地面積は0.3ha、割合にして0.01%です。農作業の栽培可能な状態まで復元するためには、地権者との協議を十分に行い、実現可能な解消策の検討を推進する必要があるため、令和2年度の目標及び活動計画については、この遊休農地の面積である0.3haを目標として設定しました。

最後に、「Ⅴ違反転用への適正な対応」についてです。現状及び課題としては、農地パトロールや住民からの情報提供で違反転用を把握することはかなり困難であり、転用申請で初めて違反転用を発見するケースが大多数となっています。違反転用を防止するには、違反を発見して是正指導を行うよりも、住民意識を高めることが効果的であることから、啓発活動の更なる強化が必要と考えます。

そこで、違反転用の発生防止に向けた取組としては、8月ごろに農業委員会後の一斉パトロールや実施農業委員、事務局職員による個別パトロールを随時実施する計画です。また、町のホームページ、リーフレット、のぼり旗を活用した啓発活動を通年で行い、6月ごろの町広報誌を活用して啓発活動を行いたいと思います。

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、以上です。よろしくお願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

（質問・意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 132 号、入善町農業委員会の令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和 2 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、本案を原案どおり採決することに決定します。

議長（鍋嶋 太郎）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。それでは、事務局から何かありますか。

事務局

総会の開催案内に同封させていただいた「令和 3 年度農林関係税制改正に関する要望」について、皆さんから追加要望がなければ、県農業会議に提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（全員「異議なし」の発言あり）

事務局

それでは、この要望内容を報告いたします。事務局からは以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（鍋嶋 太郎）

では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第 35 回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、7 月 8 日水曜日、午後 1 時 30 分から行いますのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午後 2 時）